

第10回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月6日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室
- 3 出席委員(12名)

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
5番 池田 誠	6番 中村 好男	7番 三枝 正直
8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳	10番 麻生 等
11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫	13番 吉野 鋭致
- 4 欠席委員(1名)

4番 吉清 哲司

- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について
 - 議案第5号 非農地判断についてその他

(開会 午後2時00分)

事務局 委員の皆様、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから令和5年第10回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

また、本日は、総会終了後にタブレット端末に関する研修会開催を予定しております。長時間となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議案は、5つございます。

定数の確認をさせていただきます。本日の欠席委員は4番、吉清委員の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

藤平会長、お願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号6番、中村委員、議席番号9番、高浦委員にお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号7及び番号8の案件が会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号6までをご審議いただき、その後に番号7及び番号8についての審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。

水稻を耕作いたします。

申請土地、島字間ノ谷、地目、田、〇〇〇〇m²。ほか〇〇筆。〇〇筆合

計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は自宅に近く耕作に便利な為です。

譲受人は前回の総会で申請地に隣接する土地2筆を既に所有権移転しております。

申請地ではそら豆、長ネギ、玉ねぎ、白菜等を耕作いたします。

申請土地、行川字京伝、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利な為です。

作物はサツマイモ、菜の花等を耕作いたします。

申請土地、引田字坂下、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、健康上の理由により耕作出来ない為です。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利な為です。

作物はジャガイモ、きゅうり、ナス、サツマイモ、カボチャ、サトイモ、イチゴ、ネギを耕作いたします。

申請土地、高谷字中台、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号4です。

番号5及び6は同一の譲受人の為、一括でご説明いたします。

譲渡人理由は、離農の為です。譲受人理由は、譲渡人の要望に応じる為です。

番号5、山田の申請地では、水稻を耕作します。岬町榎沢の申請地では水稻、きゅうり、ジャガイモ、柿、キウイフルーツを耕作いたします。

番号6では、柿を耕作いたします。

番号5、申請土地、山田字下耕地、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇〇〇㎡。

番号6、申請土地、岬町椎木字北新田原、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号5、6、7です。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織 本 委 員 2番の織本です。

受人は隣接した田があり、自宅からも1キロ以内であるため、問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、番号2及び番号3について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福 山 委 員 はい。11番の福山です。

番号2ですが、事務局の説明のとおりで、自宅がすぐ隣ということで耕作に便利ということで、特に問題ないと思います。

番号3ですが、こちらは図面番号3を見てもらえれば分かると思いますが、畑の北側の左の建物、これが受人の物でありまして、隣接していて耕作もしやすいと、収穫された作物はこちらで直売するという事なので、特に問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、番号4について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 9番、高浦です。

譲受人の土地の隣です。譲受人の畑が今回譲り受ける畑を通ると後ろ側が自分の耕作地ですので、非常に都合が良いということで特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 続きまして、次の番号5について、山田地区の農地については、9番、高浦委員が、岬町榎沢地区の農地については、6番、中村委員が地区担当となることから、それぞれ地区担当の委員から補足説明をお願いいたします。

まず、番号5のうち、山田地区分について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 はい。9番、高浦です。

 2筆につきましては、隣接していて耕作に適していると思います。譲受人の方、特に問題ないと思います。

議 長 続きますして、番号5のうち、岬町榎沢地区分について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

中 村 委 員 はい。6番、中村です。

 図面番号6を見て頂いて分かるように、点々としておりますけれども、1人の持ち物で、現在も耕作しております。耕作は受け継いで耕作することなので、問題ないと思います。

 ご審議、よろしく願いいたします。

議 長 続きますして、番号6について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉 野 委 員 はい。吉野です。

 譲受人は柿をとのことで、自宅からも近く、問題ないと思います。

 よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

 挙手全員でございます。

 よって、議案第1号の番号1から番号6については、原案のとおり可決されました。

 続きますして、議案第1号の番号7及び番号8についての審議に移りますが、議事参与の制限により、私はしばらくの間、退室をさせていただきます。その間、議長を織本副会長をお願いいたします。

 (藤平委員退室)

副 会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしく願いします。

 番号7及び番号8について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号7及び番号8についてご説明いたします。
番号7及び8は同一の譲受人の為、一括でご説明いたします。
譲渡人理由は、番号7は農業経営規模縮小の為です。番号8は遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。
番号7では牧草を耕作します。
番号8では水稻と牧草を耕作します。
番号7、申請土地、新田野字西ノ前、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。
番号8、申請土地、新田野字上川間、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇〇〇㎡。
権利内容は、売買による所有権移転。図面番号8と9です。
以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

副会長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号7及び番号8について、私から補足説明をいたします。

織本委員 この農地は受人の作業所から1キロ以内であり、受人も大規模に経営していることから問題ないと思います。
ご審議、よろしくお願いいたします。

副会長 補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

副会長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。
挙手全員でございます。
よって、議案第1号の番号7及び番号8については、原案のとおり可決されました。
それでは、藤平委員の入室をお願いいたします。
(藤平委員入室)

副会長 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長 それでは、再び議事進行を務めさせていただきます。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は大原南沢田の田と畑〇〇〇〇㎡で、貝須賀区民会館の北側に位置します。図面番号10です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内に存する農地であることから第3種農地であると考えます。

転用目的は、資材置場です。

譲受人は魚類の凍結並びに加工販売を主な業務とする法人であり、既設の車庫、倉庫の前に水産用のダンベ、パレット等を置いているが、作業の妨げになることから、隣接地を譲受け、資材置場を整備し、安全性の向上及び作業の効率化を図ります。

埋立て、盛土は実施せず、砕石等による整地を行います。用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて賄う計画となっています。

番号2、本件土地は大原西北町の畑〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡で、大原医院の西側に位置します。図面番号11です。

申請地は、番号1と同様の要件であることから、第3種農地であると考えます。

転用目的は、専用住宅〇〇〇〇㎡です。

借主は現在アパートにて、妻、子と共に3人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となることから、貸主である母親所有の農地の一部を借受け、自己住宅を建築します。埋立て及び整地工事は実施しません。

用水は市営水道、排水について、雨水、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後既存の側溝へ放流します。

権利の内容は使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で借入金にて賄う計画となっております。

他法令の関係は、法定外公共物管理条例について、令和5年9月28日付けで許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。5番の池田です。

事務局と重複する点がありますが、私の意見ということでお話しします。

申請地は神奈川県〇〇市居住の所有地で、草刈りは行われているものの休耕地であります。今回、譲受人が砕石を敷き、水産加工業の経営に係る水産資材であるダンベ、パレット等を設置するために取得するものです。

この地域は都市計画法に基づく用途地域内であることから、第3種農地で許可するに問題ないと思います。

次に2番ですけれども、申請地は松や雑木が散見されるものの休耕地で、1筆の土地を分筆して使用貸借し専用住宅を建設するもので、譲受人は現在、日在のアパートに居住しており、1番と同じように都市計画法に基づく用途地域内であり許可するに問題ないと思います。

譲渡人と譲受人は親子関係です。

以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和5年度第7次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和5年度第7次農用地利用集積計画（案）につきまして、

ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年9月19日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は6ページに記載させていただきます。

賃借権1件、使用貸借権1件、貸付者2名、借受者2名、田、6,375㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし
議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

ここで補足説明をさせていただきます。

令和5年6月8日開催の第6回農業委員会総会で一度説明させていただきますが、令和5年4月1日より改正農業経営基盤強化促進法が施行されたことによりまして、農地の貸し借りは、基本的に先程審議頂いた、農

用地利用集積計画から、これから審議頂きます、農用地利用集積等促進計画へ移行することとなっております。

今後、農用地利用集積等促進計画の件数が増加することが見込まれることから、議案の形式を農用地利用集積計画と同じように変更させて頂いております。

それでは、内容の説明に戻ります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。促進計画（案）のうち、新規設定、賃借権3件、貸付者3名、借受者1名、田、21,017㎡。

続きまして、9ページをご覧ください。促進計画（案）のうち、再設定、賃借権1件、借受者1名、田、1,278㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし
議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、非農地判断につきまして、ご説明いたします。

番号1、申請土地、岬町椎木字南長坂、地目、畑、〇〇〇〇㎡外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇㎡です。図面番号12番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画も無いとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

10月4日に、藤平会長、吉野委員、白鳥推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩1番の①から⑤のとおりで、①の赤丸の筆

が該当し、②から⑤の写真のとおり山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

番号2、申請土地、日在字西側南、地目、畑、〇〇〇〇㎡です。図面番号13番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

10月4日に、藤平会長、吉清委員、藍野推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩2番の①から③の写真のとおり山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。

ただいまの事務局の説明のとおりでございまして、写真を見ても分かるのとおり、畑とは言えない山林化しています。

ご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、番号2について、4番、吉清委員が欠席のため、私から補足説明をいたします。

藤平会長 写真を見て頂くと分かると思います。

奥に背の高い銀杏の木があり、これ大人2人が抱えるくらいの太さになっています。あと両サイドに雑木が5から6本生えています。

畑とはちょっと思えないような感じとなっております。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

議長 どうぞ。

事務局 その他といたしまして、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は9月30日までに回答済の10件について、議案書12ページから15ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長他に何かありますでしょうか。

委員 なし

議長他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和5年第10回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 藤平会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、慎重審議、ありがとうございました。

これにて第10回総会を閉会いたします。

次回、11月の総会ですが、総会終了後に農業委員及び推進委員の皆様向けに農業者年金加入推進活動とタブレット端末の基本操作についての研修開催を予定しております。

あらためてお伝えいたしますが11月9日（木）の総会は、開始時間を1時間早めまして、午後2時から市役所大原庁舎3階大会議室で開催し、午後3時から研修を実施する予定でございますので、よろしく願いいたします。

10月の申請受付については、10月23日、月曜日、24日、火曜日、25日、水曜日の3日間となります。現地確認につきましては、10月26日、木曜日と27日、金曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

次に活動記録簿ですが、本日9月分または8月以前の分をお持ちの方は、後ほど事務局へ提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。お疲れ様でした。

(閉会 午後3時40分)

議事録署名人

議長

6 番委員

9 番委員